

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 福祉活動基金管理運営委員会規程

平成元年 3 月 24 日

神社協規程第 17 号

(目 的)

第 1 条 この規程は「社会福祉法人神栖市社会福祉協議会福祉活動基金設置要項」第 8 条の規程に基づき、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会（以下「本会」という）福祉活動基金管理運営委員会（以下「管理運営委員会」という）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 管理運営委員会は、本会会長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を審議し、その結果を会長に答申する。

- (1) 基金の造成に関すること。
- (2) 基金の管理運営および助成に関すること。
- (3) その他、目的達成に必要な事項。

(組 織)

第 3 条 管理運営委員会は委員若干名で組織する。

- 2 委員は、市関係者、本会関係者、ボランティアグループ等関係者、学識経験者、関係機関代表者等のうちから会長が委嘱する。
- 3 必要ある場合は、資料の作成・調査等にあたらせるために、幹事若干名を置くことができる。幹事は、本会会長が委嘱する。

(委員長)

第 4 条 管理運営委員会に委員の互選による正副委員長を置く。

- 2 委員長は管理運営委員会を代表し、管理運営委員会を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

(任 期)

第 5 条 委員および幹事の任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 委員に欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第 6 条 管理運営委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 管理運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(会議録)

第 7 条 管理運営委員会の議事は、その次第を議事録に記載しなければならない。

(庶 務)

第 8 条 管理運営委員会の庶務は、本会事務局内において処理する。

(雑 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、管理運営委員会の運営に必要な事項は別に本会会長が定める。

付 則

- 1 この規程は、平成 元年4月 1日より施行する。
- 2 この規程は、平成 12年4月 1日から施行する。(改訂第 19号)
- 3 この規程は、平成 17年8月 1日から施行する。(改訂第 49号)
- 4 この規程は、令和 4年4月 1日から施行する。(改訂第 138号)
- 5 この規程は、令和 7年4月 1日から施行する。(改訂第 144号)